習　志　野　市
市民後見推進検討委員会
報　告　書

習志野市ご当地キャラ「ナラシド♪」

習志野市市民後見推進検討委員会

平成26年3月

は　じ　め　に

このたび習志野市市民後見推進検討委員会の報告書がまとまり、皆様にご覧いただくことになりました。

成年後見は、高齢や障がいのため、判断能力が不十分な方が、自らの権利を守り、自分らしく生活していくために欠かせない制度です。しかしながら、未だ、制度の利用を必要とする誰でもが、後見制度を利用しやすい環境が整備されているとはいい難いのが実情ではないでしょうか。その様な中、平成 23 年に老人福祉法が改正され、後見業務を適正に行える人材の育成及び活用を図るため必要な措置を講ずることが市町村の努力義務とされ、さらに市町村が主体となって、地域の後見ニーズ等の実態を把握するとともに、専門職の団体等と連携を図り、協議をおこなうなど、その地域にあった取組を行う事が求められています。習志野市においても、これらを踏まえ、当委員会が設置され、地域にあった後見人像とその活動を支えるあり方について検討を重ねて参りました。

市民後見人は、親族・専門職後見人の不足を補うものではなく、地域における権利擁護の担い手として、積極的に位置づけられるものであり、ご本人と同じ地域に暮らす市民による、支え合い、助け合いこそが期待されています。市民後見人ならではの地域に根ざしたきめ細かい見守りが、後見を必要とされる方の、地域でのその人らしい暮らしを支えていくようになることを目指しています。

成年後見制度は、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活するための、インフラとして整備しなければならないものです。今後は、その一翼をになう市民後見人が、安心してかつ適切な後見活動ができるよう、市民後見人の養成のみならず、継続して支援していく体制を構築することが重要であり、そこで市の果たす主導的役割が一段と重要になって参ります。今回の検討の結果を踏まえ、一歩を踏み出すこれからが、まさに踏ん張りどころといえましょう。

市民後見人の活躍が、習志野市が目指すべき姿：「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」の実現に、重要な役割を果たすようになることを心より願っております。

平成 26 年３月　　委員長　　福　田　佐　知　子

目　次

Ⅰ　成年後見制度を取り巻く現状と課題　・・・1

１．　成年後見制度とは　・・・1
２．　成年後見制度が改正された経緯～全国的な課題～　・・・1
３．　習志野市の現状について　・・・5
①　習志野市の高齢者人口　・・・5
②　習志野市における認知症高齢者の推計について　・・・6
③　障がい者の現状について　・・・6
④　成年後見制度利用状況　・・・7

Ⅱ　権利擁護ニーズ調査の結果　・・・9

Ⅲ　市民後見人の定義及びあり方について　・・・11

１．市民後見人の定義　・・・11
２．市民後見人の受任事案　・・・11
３．市民後見人の行動規範　・・・11
４．市民後見人の報酬　・・・12
５．養成講座の公募要件　・・・12
６．育成人数　・・・12
７．市民後見人の支援体制　・・・13

Ⅳ　市民後見人養成講座の実施について　・・・15

Ⅴ　成年後見センターの設置について　・・・18

１．成年後見センターに求める機能　・・・18
２．成年後見センターの設置にむけて　・・・19

※参考資料　・・・21

Ⅰ　成年後見制度を取り巻く現状と課題

１．成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な成年者を保護し、支援する制度である。

判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産の管理、介護等のサービスや施設入所の契約締結、遺産の分割などの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられる。さらには、自分に不利益な契約を十分に理解できないまま契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもある。

成年後見制度は、こうした判断能力の不十分な方々を保護し、支援していくために、契約の締結などの代行や、あるいは本人が誤った判断に基づいて契約をした場合はそれを取り消すことができる等の権限を、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人に与えることができることになっている。

２．成年後見制度が改正された経緯～全国的な課題～

平成 12 年 4 月 1 日から施行された成年後見制度は、それまでの民法で規定されていた「禁治産・準禁治産宣告の制度」を大幅に見直したものである。

社会福祉の基礎構造改革では、誰がどのようなサービスを提供するかを行政で判断していた「措置制度」から、利用者が自ら福祉サービスを選択し、サービス提供事業者と契約する「契約制度」へと転換がはかられている。

しかしながら、施行後 13 年を経過し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、障がい者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まり、その需要はさらに増大することが見込まれている。また今後、成年後見制度において、後見人等が行う業務のうち、高齢者や障がい者の介護サービスの利用契約の締結等を中心とした業務を行うことが多くなる事が想定される。

こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけではなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある。

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方の福祉を増進する観点から、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進することが喫緊の課題となっている。

【参考】

■ 第三者後見人が受任する割合と、職種の内訳

	母数	第三者後見人の受任割合	専門職等の受任件数（抜粋）				
			弁護士	司法書士	社会福祉士	その他法人	市民後見人
12年度		約9%	166	117		13	
13年度		約14%	626	395		47	
14年度		約16%	760	610	142	62	
15年度		約17%	952	999	313	71	
16年度		約20%	1,060	1,179	405	98	
17年度		約23%	1,354	1,428	580	179	
18年度		約17%	1,617	1,964	902	377	
19年度	23,501	約28%	1,809	2,477	1,257	417	
20　年	24,964	約31．5%	2,265	2,837	1,639	487	
21　年	25,808	約36．5%	2,358	3,517	2,078	682	
22　年	28,606	約41．4%	2,918	4,460	2,553	961	
23　年	29,522	約44．4%	3,278	4,872	2,740	1,122	92
24　年	32,263	約51．5%	4,613	6,382	3,119	1,279	131

最高裁判所事務総局家庭局：「成年後見関係事件の概要」より

（注１）成年後見人等が該当する「関係別」の個数を母数として集計したため、認容で終結した事件総数とは一致しない

（注２）弁護士、司法書士の数値は、弁護士法人、司法書士法人の件数をそれぞれ含む

■ 成年後見制度に関する制度の変遷

福祉に関わる歴史	福　祉　制　度
昭和 21 年 日本国憲法	児童福祉法・身体障害者福祉法・生活保護法制定
昭和 26 年 社会福祉事業法	社会福祉事業・社会福祉審議会・福祉事務所 社会福祉協議会・社会福祉主事・社会福祉法人等の規定
昭和 30 年～昭和 40 年 福祉充実・国民皆保険の時代	国民健康保険法・国民年金法・知的障害者福祉法 老人福祉法・児童手当法等を制定
昭和 50 年～昭和 60 年 福祉改革と民間活力導入	**「高齢者保健福祉推進 10 か年戦略」制定** 高齢者の保健・医療・福祉が一体となり、施設福祉から在宅福祉への転換し、市町村ごとに、老人保健福祉計画を策定
昭和 58 年	**老人保健法制定**

平成 12 年 社会福祉の基礎機構改革	社会福祉事業法を「**社会福祉法**」へ改正・改称 利用者が自ら選択でき、自己決定できるしくみへと変化 福祉サービス利用者の負担を応能負担から応益負担へ転換
	介護保険法施行 介護保険制度では、法人格を有していることが介護事業参入の条件
	民法改正、成年後見制度施行 判断能力が不十分な人の権利を擁護するための制度 **民法第五章　後見** **民法第 858 条　成年被後見人の意思及び身上の配慮** 「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その身上の状態及び生活状況に配慮しなければならない。」 資料 1 -①　P23 参照
平成 15 年	**支援費制度施行** 障がい者の福祉サービスを利用するための契約制度
平成 18 年	**障害者自立支援法施行**
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（通称：高齢者虐待防止法） 高齢者の虐待防止として、成年後見制度は有効な手段であり、後見人が選任されると後見人は、被後見人を虐待から未然に防ぐために見守ることになる **高齢者虐待防止法第 28 条** 「国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。」と規定している

平成 23 年 6 月	**老人福祉法　改正** 市町村は、努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備を行うことを規定し、平成 24 年 4 月 1 日に施行 **老人福祉法第 32 条の 2（後見等に係る体制整備等）** 市長村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、①研修の実施、②後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦、③その他必要な措置を講ずる努力義務を負うことになりました。 資料１－③　P35 参照
平成 24 年 10 月施行	**障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律** （通称：**障害者虐待防止法**） 成年後見制度の利用の促進を規定 また、市町村の「成年後見制度利用支援事業」が平成 24 年度から、「成年後見制度法人後見支援事業」が平成 25 年度から、障害者総合支援法に基づく、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられた。 **障害者虐待防止法第 44 条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。
平成 25 年 4 月施行	障害者自立支援法より**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）**に名称が変更

３．習志野市の現状について

習志野市においても、住み慣れた地域で高齢者や障がい者が安心して生活していくために、権利擁護の視点から、後見人の確保が必要と考えられる。

判断力に支障のある、認知症高齢者や障がい者の方々の増加が想定される中、その方達を支える、地域の仕組みつくりをしていくことが重要である。

① 習志野市の高齢者人口

平成 25 年 4 月 1 日現在の習志野市の人口は、163,782 人、高齢者人口は、34,195 人、高齢化率は 20.88%である。後期高齢者人口は、14,843 人、後期高齢者率は、9.06%である。

高齢化率は、国や県に比較すると２～３%低くなっているものの、平成 53 年には、30%を超える見込みである。

■ 習志野市の高齢者人口

	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年
人口	163, 782 人	163, 738 人	163, 722 人
高齢者人口（65 歳以上）	34,195 人	32,550 人	31,515 人
率	20.88%	19.88%	19.25%
後期高齢者人口（75 歳以上）	14,843 人	13,906 人	13,094 人
率	9.06%	8.49%	8.00%

※ 各年 4 月 1 日現在

■ 高齢化率の国・県との比較

	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年
習志野市	20.88%	19.88%	19.25%
千葉県	22.80%	21.70%	20.80%
全国	24.10%	23.30%	23.10%

② 習志野市における認知症高齢者の推計について

平成 24 年 8 月 24 日に厚生労働省老健局より出された平成 22 年の認知症高齢者率は、9.5%で、併せて推計された、平成 27 年、32 年、37 年は、それぞれ、10.2%、11.3%、12.8%となっており、これを習志野市の 65 歳以上の推計人口にあてはめると、平成 27 年度 3,837 人、平成３２年度 4,422 人となっている。

また、平成 25 年 6 月に厚生労働省が発表した認知症有病率等調査では、認知症の全国有病率推計値 15%前後、認知症有病者数約 439 万人と推計しており、習志野市にあてはめると、平成 22 年 4,727 人、平成 27 年 5,643 人、平成 32 年 5,870 人となっている。

■ 習志野市における認知症高齢者数の推移の推計

年		平成 22 【実績】	平成 22 推計	平成 27 推計	平成 32 推計	平成 37 推計
習志野市の 65 歳以上の高齢者人口		31,515 人		37,620 人	39,137 人	（計画中）
※1 平成 24 年 8 月付	認知症高齢者数参考（全国）	280 万人		345 万人	410 万人	470 万人
	認知症高齢者率	7.8%	9.5%	10.2%	11.3%	12.8%
	認知症高齢者数	2,454 人	2,994 人	3,837 人	4,422 人	（計画中）
※2 平成 25 年 6 月付	認知症高齢者数参考（全国）	439 万		—	—	—
	認知症高齢者率	15%		15%	15%	15%
	認知症高齢者数	4,727 人		5,643 人	5,870 人	—

※１　要介護認定データーをもとに、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数認知症高齢者率の推計は、平成 24 年 8 月 24 日付老健局高齢者支援課認知症・虐待防止推進室が発表した全国の推計率

※２　平成 25 年 6 月　認知症有病率等調査では、認知症の全国有病率推計値を 65 歳以上の高齢者の 15%、認知症有病者数を約 439 万人と推計している。

③ 障がい者の現状について

成年後見制度の活用が見込まれる、知的障がい者、精神障がい者の数を、それぞれ療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持数に置き換えると、平成 20 年度から 24 年度の５年間で、1.4 倍になっている。

また、総人口に占める障がい者数の割合は、第 3 期習志野市障がい者基本計画、第 3 期習志野市障がい福祉計画（平成 23 年度作成）によると、平成 23 年度は、3.4%だったが、平成 29 年度は、4.2%まで増加すると推計される。

■習志野市における障害者手帳数の年次推移

年　度	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
療育手帳	714 人	743 人	785 人	850 人	896 人
精神障害者保健福祉手帳	441 人	506 人	567 人	631 人	721 人

■ 障がい者の推計について

将来推計年 各年 3 月 31 日現在	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
発達障がい	387 人	390 人	392 人	394 人	396 人
精神障害者保健福祉手帳	700 人	766 人	832 人	898 人	964 人
療育手帳	859 人	895 人	931 人	957 人	1,001 人
身体障害者手帳	4,280 人	4,412 人	4,541 人	4,669 人	4,790 人
総人口に占める障がい者数の割合	3.7%	3.8%	4.0%	4.1%	4.2%

第３期習志野市障がい者基本計画、第３期習志野市障がい福祉計画　平成 24 年３月より

④　成年後見制度利用状況

最高裁判所及び千葉家庭裁判所では、自治体別の成年後見制度活用実績の統計を公表していない。

成年後見制度を活用するために、審判開始の申立の手続きをする親族がいない方等の場合に、家庭裁判所への手続を市長名で行った（市長による審判請求※1）件数については、平成 22 年度からの３年間は４件で横ばいの状態である。

また、社会福祉協議会事業の日常生活自立支援事業契約者数※2については、平成 22 年度から 24 年度まで、それぞれ、22 件、24 件、25 件で、少しずつ活用が増えている。

※１　市長による審判請求

習志野市成年後見制度における市長による審判請求手続及び費用助成に関する要綱(資料４－①、Ｐ４６)より

【市長による審判請求】

配偶者や親族がいない、またいても申立ての協力をしないなどの理由で、後見・保佐・補助の制度を利用することが困難な者については、市長が審判請求をすることができる。

習志野市に住民票登録がある者（障害者総合支援法に規定する特定施設、介護保険法に規定する住所地特例対象施設入所者を含む）で、成年後見制度の利用が必要な状態にある、①65 歳以上の者、②知的障がい者、③精神障がい者

【費用助成】審判申立て時の費用や成年後見人等に支払うべき報酬等への助成制度

習志野市に住民票登録がある者（障害者総合支援法に規定する特定施設、介護保険法に規定する住所地特例対象施設入所者を含む）で、障害福祉サービス等を活用（活用しようとしているものを含む）している、重度の知的障がい者又は精神障がい者で、　生活保護法による保護を受けている者又は成年後見制度利用に要する費用等を負担することが困難であると市長が認めた者

※２　日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）

高齢者や障がい者で利用に必要な契約内容を理解できる方に対し、福祉サービス利用援助、財産管理サービス、財産保全サービス（書類や印鑑の預かり）等を支援する制度

■ 成年後見制度利用の市長申立数

年　　度	平成 22	平成 23	平成 24
精神障がい者	1 件	0 件	1 件
認知症高齢者	3 件	4 件	3 件

■日常生活自立支援事業利用者数

年　　度	平成 22	平成 23	平成 24
契　約　者　数	22 件	24 件	25 件

Ⅱ　権利擁護ニーズ調査の結果

習志野市にあった市民後見活動を推進するために、市内の高齢者・障がい者に関わりの深い事業所、団体、制度ボランティアの方、171 か所（人）に、「権利擁護ニーズ調査」を依頼し、128 通の回答が得られた。（回収率 74.9%）

回収率は高かったものの、成年後見制度への意見や市民後見人の活動に関する設問の１つ１つは、未回答者の割合が全体的に高く、調査期間中に「内容が難しい」等の問い合わせも多くみられた。また、成年後見人についての意見を求めた項目からは、制度の周知に関する取り組みの必要性を求める意見や、手術や延命措置等の医療行為の同意を成年後見人に求める課題認識を持っていることが伺われた。

このことから、「成年後見制度」という言葉自体は、報道などにより認知されているが、高齢者や障がい者に関わりの深い関係者であっても、具体的な制度については、十分に理解されていない状況が伺われた。

市民後見人についての意見では、報酬については、「無償ボランティアでよい」との回答は、4.7%と少なく、報酬負担の割合については、「応能負担とするべきである」との回答が、71.1%であった。

市民後見人の活動への心配事項として、「サポート体制の整備」や「信頼関係の構築」に対する不安が多くあげられた。

また、成年後見制度の活用の妨げになっている要因としては、申立者がいないこと、申立手続の提出書類が多く煩雑なこと、申立や報酬の費用への懸念があげられ、制度自体に難解な印象があることが伺われた。

このことより、まず一つ目の課題として、成年後見制度の普及と啓発があげられる。一般市民に広く周知すると同時に、高齢者や障がい者と関わりの深い事業所や団体、制度ボランティアに向けての学習会の機会を設けていく必要がある。

二つ目の課題として、市民後見人の位置づけを明確にしたうえで、育成や支援に関する体制づくりを構築する必要がある。

【参考】

１．**アンケート実施期間**：平成２５年７月５日～平成２５年７月１９日

２．**調査対象者**：総数１７１件　（事業所９６か所　個人７５人、下表参照）

３．回収状況：128 件（回収率 74.9%）

４．アンケート内容：総数１７１件　（事業所９６か所　個人７５人）

① 成年後見制度の利用状況等の現状確認

・成年後見制度の利用数

・利用に関する相談を受けた件数

・制度利用を勧めたが利用に至らなかった理由等

② 成年後見制度に関する意見

・成年後見の周知や申立て手続等で改善してほしいと思うこと

・成年後見人に期待すること等

③ 市民後見に関する意見

・市民後見の制度を知っているか

・市民後見人にはどのような事案を依頼するべきか

・市民後見人はどのような人が適任か等

④ その他

・成年後見制度の普及啓発方法についての意見等

■ アンケート対象者

高齢者に関わりの深い市内にある事業者・団体	障がい者に関わりの深い市内にある事業者・団体	高齢者や障がい者と関わりの深い制度ボランティア
居宅介護支援事業所	障がい者相談支援事業所	習志野市高齢者相談員
地域包括支援センター	障害者就業・生活支援センター	民生委員児童委員各地区会長
小規模多機能型居宅介護事業所	生活介護事業所	介護相談員
認知症対応型共同生活介護事業所	日中一時事業所	
介護老人福祉施設	就労継続支援 B 型事業所	
地域密着型介護老人福祉施設	共同生活援助事業所	
入居者生活介護事業所	共同生活介護事業所	
介護老人保健施設	児童発達支援事業所	
市内医療機関	障がい当事者や障がい者の家族の会	
認知症の人と家族の会千葉県支部		
放課後等デイサービス事業所		

Ⅲ　市民後見人の定義及びあり方について

１．市民後見人の定義

① 市民後見人は、地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって被後見人を見守り、支える役割を担う成年後見人である。

② 市民後見人としての知識や技術を身につけるため、成年後見に関する制度や地域福祉に関する知識や技術、活動上の倫理を身に着けるための市民後見人養成講座を終了した者とする。

２．市民後見人の受任事案

市民後見人が受任する事案は、支援できる親族がいない者で、親族間の紛争が少なく財産の管理がしやすく、きめ細かい身上監護が必要な事案とする。また、生活場所が在宅者であっても施設であっても請け負うこととする。

原則として利用者は、市内に住民票がなければ、受任できない。また、市外施設利用者については介護保険制度の住所地特例や障害者総合福祉法の居住地特例の場合は受任可能とする。

【参考】

■ 第三者後見人の機能分化を考えるための整理

（市民後見入門・・市民後見人養成・支援の手引き　発行　民事法研究所より一部抜粋）

属性／条件	市民後見人	専門職後見人	法人後見人
対象者資力	問わない	ある	問わない
親族との関係	親族がいない（市町村長申立て）または親族を頼れない	問題がある場合の市町村長申立て（虐待等）	親族・他者との確執、対立、虐待等で困難を抱えている
財産管理	簡易	身上監護・財産管理に専門的な対応が必要（不動産の管理・処分、精神医療への対応等）	困難（自傷他害のおそれがある、虐待等の予測があり後見業務遂行に困難が予測される等）
身上監護	困難ではないが手間がかかる		

３．市民後見人の行動規範

① 被後見人の権利が擁護されるよう、代弁し行動する。

② 被後見人の意思を可能な限り尊重し、身上監護と財産管理を適切に行う。

③ 被後見人の最善の利益を優先し、公正かつ誠実に判断する。

④ 被後見人の地域生活が維持できるよう、本人の心身状況や生活状況の変化にあわせて、継続的に適切な支援を行う。

４．市民後見人の報酬

後見人の報酬は、民法第８６２条により、「家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる」とされており、報酬付与の審判の申立ができる。

【市民後見人の報酬の考え方】

① 家庭裁判所に対する報酬付与の申立ては妨げない。

② 被後見人の報酬の負担は、収入に応じた設定をし、一部を被後見人本人の負担とし（応能負担）、被後見人が負担できない場合は、公的助成が必要である。

③ 市民後見人に対する報酬額は、個々の活動内容や支援回数によって、設定できることが望ましい。

５．養成講座の公募要件

① 年齢について

社会人としての知識を有している 25 歳以上であり、また、選任されて長期にわたり後見を担ってもらうには、上限としては養成時におおむね 70 歳未満であること。

② 資格について

特に指定はしないが、地域活動の経験がある方や、福祉的な配慮のできる人材が望ましい。

③ 法定の欠格事由にあたらないこと

市民後見人になろうとする者が、民法第７条、第 11 条及び第 15 条に規定する後見、保佐及び補助開始の審判により被後見人でないこと。

④ その他

市民を市民が支える仕組みによるものであるため、原則として、市内在住もしくは在勤の人。

６．育成人数

権利擁護ニーズ調査から、金銭管理や日常生活の中で、契約や解約で困っているケースは 37 人で、親族で後見に当たれないケースが 26 人であったことから、市民後見人一人当たりの受任数を１～２件として、20 人前後の養成が必要である。

７．市民後見人の支援体制

市民後見人が安心して活動することができるよう、後見活動に精通した専門職団体が、市民後見人の活動を支えるとともに、市民後見人の社会的信頼を失うことのないように監督体制を整える必要がある。

具体的には、身上監護や財産管理の適正な運営の確認が必要となる。

【支援体制として求められること】

① 随時の相談対応と協力の支援

・「法（弁護士、行政書士、司法書士）」、「医療（医師）」、「福祉（社会福祉士・精神保健福祉士・市の担当者）」の専門職に相談できる場の確保

・休日・夜間も含め、専門後見人への相談できる体制の確保

・書式の変更や研修の開催などの情報提供

② 後見人に対する監督業務

・３か月ごとに後見活動報告や財産目録の提出、確認

【監督の視点】

身上監護面の確認点：訪問頻度、被後見人との会話や身体状況、施設の担当者との会話や情報交換の状況、住居環境の変化、入所先や入院先での本人の意向等

財産管理面の確認点：当初又は前回との収支の変化がわかる財産目録・通帳、金銭出納帳、請求書、領収書等の内容確認、手元現金額の提出・提示

③ 公的な財政措置

後見報酬、活動経費、賠償責任保険の保険料

④ 市民の理解を得るための啓発活動

⑤ 継続的な研修の実施

⑥ 他機関との交流の機会の提供

地域住民、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、
障がい者相談支援事業所、制度ボランティア、
ケアマネジャー、介護保険・障がい福祉サービス事業者
等と連携を図り、地域での支えあいの仕組みを築くことが重要と思われる。

資料３（Ｐ４４）のとおり、市民後見人の活動を支援する体制として、大きく分類すると、市民後見人が個人で業務を行う「個人受任」を支える体制と社会福祉協議会やＮＰＯ法人等の法人後見担当者として業務を行う「法人型」が

あげられる。

現状としては、「個人受任」を支えるだけの体制を整備することは難しいことから、当面は、社会福祉協議会やNPO法人等を実施機関とする「法人型」で支援していく体制を整備することが望ましい。

また、市民後見人を「法人型」で支援していく体制を整えた上で、実施機関として委託された法人は、「個人受任」ができる市民後見人を育成できるよう市は努力する必要がある。

市民後見人が個人受任できるよう育成するためには、①市民後見人が経験と実績を重ねられるよう環境を整えること、②市民後見人の育成状況を的確に把握すること、③家庭裁判所との情報交換を密にすること、④市民後見人が個人受任を受託しても必要な支援を提供できることが条件としてあげられる。

この４つの条件を踏まえ、法人型での支援体制を整備するには、下記の条件に合う法人に委託することが必要である。

さらに、実施主体である市は、その事務が適正かつ効果的に行えるよう指導・監査等を実施することが重要である。

【委託法人の条件】

① 成年後見に取り組む目的が、営利目的としない団体であること。

② 実施要綱等の整備及び法人運営委員会の設置がされていること。

③ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者それぞれの成年後見の実績を伴う団体であること。

④ 弁護士・司法書士・社会福祉士等の複数の専門職後見人が所属または、顧問契約等している団体であること。

⑤ 市民後見人の支援体制が整備されている（または、整備できる）団体であること。

・市民後見人に対し、随時の相談対応と、協力や支援ができること。

・市民後見人に対し、３か月ごとに身上監護面及び財産管理面の視点に立った後見業務の確認をすることで、監督業務を遂行できること。

・市民後見人が、新しい情報や知識を得るために、継続的な研修と情報提供ができること。

・専門職を交えた事例検討会に市民後見人が出席できること。

⑥ 家庭裁判所、市町村、専門職等との協力関係の基盤が整備されていること。

⑦ 成年後見の実施にあたり、被後見人やその親族からの寄付や贈与を受け取ることを禁止するという執務規則等が整備されていること。

⑧ 被後見人等の財産管理について、組織として、管理・監督できる体制が整っていること。

⑨ 業務に関する情報公開がされていること。

Ⅳ　市民後見人養成講座の実施について

平成 24 年 3 月 27 日に厚生労働省より参考として示された「市民後見人養成のための基本カリキュラム」（資料 2-②、P38、P39）では、1 単位＝60 分で、39 単位、2160 分の講義・実務・演習と、11 単位、660 分の体験学習・レポート作成の合計 50 単位、3000 分で構成されている。

平成 25 年 11 月 7 日に行われた第３回検討委員会の「先進例の紹介（東京大学：宮内特任助教による講演）」では、養成講座には、「事例検討やフィールドワークを通した実践的な内容を多く盛り込むこと」や、「受講生自身の市民後見活動への意欲を保持増進させるためにスピーチの時間を設けること」が効果的であるという助言を受けた。

そこで、養成講座ついては、①事例検討（180 分）、②レポート提出（2 本、180 分）、③フィールドワーク（2 日間、810 分）を盛り込むこととし、最終日には、フィールドワークの体験も生かしながら総まとめができるようにする。

また、実際に後見人として活動している団体から、成年後見活動していく上で、「認知症」「知的障がい」「精神障がい」といった、それぞれの特有の症状の理解をすることが難しいという感想や意見が多いという実態から、それぞれの障がいを理解していくための講義と、フィールドワークでの体験が経験できることを重視し、平成 26 年度については、下記のとおり提案する。

【平成 26 年度　市民後見人養成講座（案）】

１．日程：平成 26 年 10 月上旬から２月初旬の６日
　別途認知症サポーター養成講座に出席することとする
　講義４日間は土曜日、フィールドワークは平日の設定

２．会場：講義は市内会場、フィールドワークは委託法人先

３．定員：20 人

４．応募資格

次の全てに該当する方で、市民後見人としての活動意欲のある方

① 年齢が満 25 歳以上おおむね 70 歳未満の方

② 市内在住もしくは在勤している方

③ 民法第７条、第 11 条及び第 15 条に規定する後見、保佐及び補助開始の審判により被後見人ではないこと

④ 民法第 847 条に定める後見人の欠格事由（ア．家庭裁判所で免じられた法定代理人、保佐人又は補助人、イ．破産者、ウ．行方の知れない者）に該当しないこと

5．内容：90 分 1 単位、29 単位（講義：18 単位、フィールドワーク：9 単位、レポート作成：2 単位）。詳細については、下記「平成２６年度市民後見人養成講座（案）」のとおり

6．費用負担：講義は無料とするが、資料代、フィールドワークに要する交通費、保険料等の実費は自己負担とする

7．募集について

・9 月 1 日号の広報とし、募集要領についても 9 月 1 日から配布する。

・地域ボランティア団体の他、障がい者や認知症の当事者及び家族の会、銀行や公務員のＯＢ、生涯学習（市民カレッジ、公民館活動）に向けたＰＲを戦略的に行う。

■　平成26年度　市民後見人養成講座（案）

内　　容			単位：90分
講義形式	市民後見概論	市民後見人と職業倫理	1.5単位
	対象者理解	①認知症高齢者、②知的障がい者、③精神障がい者	3単位
	成年後見制度の基礎	成年後見制度・任意後見制度について	1単位
	民法の基礎	民法の基礎	1単位
	関係制度・法律（自治体・地域の取組み）	社会福祉制度と介護保険制度、権利擁護と日常生活自立支援事業、習志野市の制度と現状（①高齢者等、②障がい者等）	4単位
	市民後見活動の実際	財産管理（①高齢者被害と消費契約、②相続と遺言、③死後事務）	2.5単位
	成年後見の実務	①身上監護、②手続関係、③事例研究	3単位
	課題演習（グループワーク）	受講生スピーチ、事例検討（グループワーク）	2単位
小　　計			18単位
体験実習（フィールドワーク）		（対人援助の基礎を含む）認知症・知的障がい・精神障がいケースの訪問同行。ケース会議への参加	9単位
レポート作成		2本	2単位
合　　計			29単位

■　養成講座（案）と国の基本カリキュラムの比較

内　　容		国の提示	養成講座（案）	【参考】NPO法人市民後見センターちばの講座
基礎研修	市民後見概論	180分	135分	190分
	対象者理解	270分	270分	240分
	成年後見制度の基礎	240分	90分	130分
	民法の基礎	120分	90分	
	関係制度・法律（自治体・地域の取組み）	330分	360分	400分
	市民後見活動の実際	120分	225分	300分
	小　　計	1,260分	1,170分	1,260分
実践研修	対人援助の基礎	120分		360分
	体験実習（フィールドワーク）	480分	810分	
	家庭裁判所の役割	90分		
	成年後見の実務	570分	270分	
	課題演習（グループワーク）	300分	180分	
	レポート作成	180分	180分	180分
	小　　計	1,740分	1,440分	540分
合　　計		3,000分	2,610分	1,800分

国の基本カリキュラムは、資料２-②内、Ｐ４０・Ｐ４１参照

Ⅴ　成年後見センターの設置について

成年後見センターの機能については、法的規定はない。成年後見制度に係る相談や申し立て手続きの支援を実施している機関を総称して、「成年後見センター」としている。そのため、「成年後見センター」と称する機関は、設置者が市町村に限らず、その機能についても、成年後見人の受任形態と支援の方法が異なることからさまざまな現状である。

一方、厚生労働省老健局から「市民後見人の育成及び活用に向けた取組について」に示された通知（資料 2-②、P38）の中では、市民後見人が、「適正・円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制を整備する必要があることから、市町村は、社会福祉協議会、NPO 法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、成年後見センターの設置を検討することも必要」とされている。

現状を踏まえ、市民後見人の育成及び支援をしていくために、下記の機能を備えた成年後見センターを、平成 30 年度に設置することを目指し取り組んでいく必要がある。

また、成年後見センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な成年者とその家族等を対象とする。さらに、センターが行う後見には、社会で支え包み込むソーシャルインクルージョンを目指した幅広い視点での権利擁護支援や、制度と制度の狭間になる部分に目を向けた体制づくりを期待したい。

１．成年後見センターに求める機能

① 養成・支援機能

- ●市民後見人養成研修の実施
- ●市民後見人養成研修修了者へのフォローアップ研修の実施
- ●市民後見人・親族後見人の活動支援
- ●市民後見人の個人受任

② 相談機能

- ●成年後見に関する相談支援
- ●人権擁護に関する相談支援
- ●後見等申立てに関する相談支援

③ 成年後見機能

- ●成年後見人等・成年後見監督人の受任
- ●市民後見人とのペア受任

④ 普及活動

- ●習志野市における成年後見制度の普及活動

２．成年後見センターの設置にむけて

平成 30 年度を目標に成年後見センターを設置するため、平成 26 年度より、成年後見制度の機能を順次取り入れていく。

また、「Ⅲ、７．市民後見人の支援体制」で報告したとおり、成年後見センターを委託する際は、市は、事務が適正かつ効果的に行えるよう指導・監査等を実施するとともに、委託法人は、Ｐ１４委託法人の９つの条件を網羅すること。

■ 成年後見センター設置に向けた計画(案)

成年後見センターに求める機能	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 養成・支援機能					
● 市民後見人養成研修の実施	○	○	○	○	○
● 市民後見人養成性研修修了者へのフォローアップ研修		○	○	○	○
● 市民後見人・家族後見人の活動支援		月2回	週1回	週２回	市内定点
● 市民後見人の個人受任への支援					○
② 相談機能					
● 成年後見に関する相談支援		月2回	週1回	週２回	市内定点
● 人権擁護に関する相談支援		月2回	週1回	週２回	市内定点
● 後見等申立てに関する相談支援		月2回	週1回	週２回	市内定点
③ 成年後見機能					
● 成年後見等の受任	○	○	○	○	○
● 市民後見人とのペア受任		○	○	○	○
④ 普及活動					
● 成年後見制度の普及活動	△	△	○	○	○

【資料編】

資料１	関連法案	① 民法【抜粋】	-23-
		② 任意後見契約に関する法律【抜粋】	-32-
		③ 老人福祉法【抜粋】	-35-
		④ 知的障害者福祉法【抜粋】	-36-
		⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律【抜粋】	-36-
資料２	国からの通知及び関連資料	① 市民後見推進事業実施要綱	-37-
		② 市民後見人の育成及び活動にむけた取組について【抜粋】	-38-
		③ 市民後見人について	-42-
		④ 市民後見人の育成及び活用	-43-
資料３	関連資料	市民後見人の活動・支援パターン	-44-
資料４	習志野市の資料	① 習志野市成年後見制度における市長による審判請求手続及び費用助成に関する要綱【抜粋】	-46-
		② 習志野市市民後見推進検討委員会設置要綱	-50-
		③ 習志野市市民後見推進検討委員会委員	-52-
		④ 習志野市市民後見推進検討委員会検討内容	-53-

資料１-①　民法【第四編親族より抜粋】

明治 29 年４月 27 日　　制定
平成 25 年 12 月５日最終改正

第五章　後見

第一節　後見の開始

第八百三十八条　後見は、次に掲げる場合に開始する。

一　未成年者に対して親権を行う者がないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。

二　後見開始の審判があったとき。

第二節　後見の機関

第一款　後見人

（未成年後見人の指定）

第八百三十九条　未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。ただし、管理権を有しない者は、この限りでない。

２　親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定により未成年後見人の指定をすることができる。

（未成年後見人の選任）

第八百四十条　前条の規定により未成年後見人となるべき者がないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。

２　未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができる。

３　未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無（未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無）、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

（父母による未成年後見人の選任の請求）

第八百四十一条　父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は父若しくは母について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があったことによって未成年後見人を選任する必要が生じたときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に

請求しなければならない。

第八百四十二条　削除

（成年後見人の選任）

第八百四十三条　家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する。

２　成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、成年後見人を選任する。

３　成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは成年後見人の請求により又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。

４　成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

（後見人の辞任）

第八百四十四条　後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

（辞任した後見人による新たな後見人の選任の請求）

第八百四十五条　後見人がその任務を辞したことによって新たに後見人を選任する必要が生じたときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

（後見人の解任）

第八百四十六条　後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。

（後見人の欠格事由）

第八百四十七条　次に掲げる者は、後見人となることができない。

一　未成年者

二　家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

三　破産者

四　被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

五　行方の知れない者

第二款　後見監督人

（未成年後見監督人の指定）

第八百四十八条　未成年後見人を指定することができる者は、遺言で、未成年後見監督人を指定することができる。

（後見監督人の選任）

第八百四十九条　家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる。

（後見監督人の欠格事由）

第八百五十条　後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。

（後見監督人の職務）

第八百五十一条　後見監督人の職務は、次のとおりとする。

一　後見人の事務を監督すること。

二　後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。

三　急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。

四　後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。

（委任及び後見人の規定の準用）

第八百五十二条　第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は後見監督人について、第八百四十条第三項及び第八百五十七条の二の規定は未成年後見監督人について、第八百四十三条第四項、第八百五十九条の二及び第八百五十九条の三の規定は成年後見監督人について準用する。

第三節　後見の事務

（財産の調査及び目録の作成）

第八百五十三条　後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

２　財産の調査及びその目録の作成は、後見監督人があるときは、その立会いをもってしなければ、その効力を生じない。

（財産の目録の作成前の権限）

第八百五十四条　後見人は、財産の目録の作成を終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

（平一六法一四七・一部改正）

（後見人の被後見人に対する債権又は債務の申出義務）

第八百五十五条　後見人が、被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを後見監督人に申し出なければならない。

２　後見人が、被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは、その債権を失う。

（被後見人が包括財産を取得した場合についての準用）

第八百五十六条　前三条の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取得した場合について準用する。

（未成年被後見人の身上の監護に関する権利義務）

第八百五十七条　未成年後見人は、第八百二十条から第八百二十三条までに規定する事項について、親権を行う者と同一の権利義務を有する。ただし、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

（未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等）

第八百五十七条の二　未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使する。

２　未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる。

３　未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

４　家庭裁判所は、職権で、前二項の規定による定めを取り消すことができる。

５　未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

第八百五十八条　成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

（財産の管理及び代表）

第八百五十九条　後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

２　第八百二十四条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

（成年後見人が数人ある場合の権限の行使等）

第八百五十九条の二　成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

２　家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。

３　成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可）

第八百五十九条の三　成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

（利益相反行為）

第八百六十条　第八百二十六条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。

（支出金額の予定及び後見の事務の費用）

第八百六十一条　後見人は、その就職の初めにおいて、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならない。

２　後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する。

（後見人の報酬）

第八百六十二条　家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。

（後見の事務の監督）

第八百六十三条　後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

２　家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

（後見監督人の同意を要する行為）

第八百六十四条　後見人が、被後見人に代わって営業若しくは第十三条第一項各号に掲げ

る行為をし、又は未成年被後見人がこれをすることに同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、同項第一号に掲げる元本の領収については、この限りでない。

第八百六十五条　後見人が、前条の規定に違反してし又は同意を与えた行為は、被後見人又は後見人が取り消すことができる。この場合においては、第二十条の規定を準用する。

２　前項の規定は、第百二十一条から第百二十六条までの規定の適用を妨げない。

（被後見人の財産等の譲受けの取消し）

第八百六十六条　後見人が被後見人の財産又は被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合においては、第二十条の規定を準用する。

２　前項の規定は、第百二十一条から第百二十六条までの規定の適用を妨げない。

（未成年被後見人に代わる親権の行使）

第八百六十七条　未成年後見人は、未成年被後見人に代わって親権を行う。

２　第八百五十三条から第八百五十七条まで及び第八百六十一条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。

（財産に関する権限のみを有する未成年後見人）

第八百六十八条　親権を行う者が管理権を有しない場合には、未成年後見人は、財産に関する権限のみを有する。

（委任及び親権の規定の準用）

第八百六十九条　第六百四十四条及び第八百三十条の規定は、後見について準用する。

第四節　後見の終了

（後見の計算）

第八百七十条　後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算（以下「後見の計算」という。）をしなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

第八百七十一条　後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会いをもってしなければならない。

（未成年被後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消し）

第八百七十二条　未成年被後見人が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間でした契約は、その者が取り消すことができる。その者が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様とする。

２　第二十条及び第百二十一条から第百二十六条までの規定は、前項の場合について準用

する。

（返還金に対する利息の支払等）

第八百七十三条　後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息を付さなければならない。

２　後見人は、自己のために被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息を付さなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

（委任の規定の準用）

第八百七十四条　第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、後見について準用する。

（後見に関して生じた債権の消滅時効）

第八百七十五条　第八百三十二条の規定は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に関して生じた債権の消滅時効について準用する。

２　前項の消滅時効は、第八百七十二条の規定により法律行為を取り消した場合には、その取消しの時から起算する。

第六章　保佐及び補助

第一節　保佐

（保佐の開始）

第八百七十六条　保佐は、保佐開始の審判によって開始する。

（保佐人及び臨時保佐人の選任等）

第八百七十六条の二　家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する。

２　第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百四十四条から第八百四十七条までの規定は、保佐人について準用する。

３　保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない。

（保佐監督人）

第八百七十六条の三　家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求により又は職権で、保佐監督人を選任することができる。

２　第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、

保佐監督人について準用する。この場合において、第八百五十一条第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこれをすることに同意する」と読み替えるものとする。

（保佐人に代理権を付与する旨の審判）

第八百七十六条の四　家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

２　本人以外の者の請求によって前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

３　家庭裁判所は、第一項に規定する者の請求によって、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

（保佐の事務及び保佐人の任務の終了等）

第八百七十六条の五　保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

２　第六百四十四条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項、第八百六十二条及び第八百六十三条の規定は保佐の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は保佐人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人を代表する場合について準用する。

３　第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規定は保佐人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐人との間において保佐に関して生じた債権について準用する。

第二節　補助

（補助の開始）

第八百七十六条の六　補助は、補助開始の審判によって開始する。

（補助人及び臨時補助人の選任等）

第八百七十六条の七　家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。

２　第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百四十四条から第八百四十七条までの規定は、補助人について準用する。

３　補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。

（補助監督人）

第八百七十六条の八　家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被補助人、その親族若しくは補助人の請求により又は職権で、補助監督人を選任することができる。

２　第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、補助監督人について準用する。この場合において、第八百五十一条第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被補助人を代表し、又は被補助人がこれをすることに同意する」と読み替えるものとする。

（補助人に代理権を付与する旨の審判）

第八百七十六条の九　家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

２　第八百七十六条の四第二項及び第三項の規定は、前項の審判について準用する。

（補助の事務及び補助人の任務の終了等）

第八百七十六条の十　第六百四十四条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項、第八百六十二条、第八百六十三条及び第八百七十六条の五第一項の規定は補助の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は補助人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被補助人を代表する場合について準用する。

２　第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規定は補助人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は補助人又は補助監督人と被補助人との間において補助に関して生じた債権について準用する。

資料１-②　任意後見契約に関する法律【抜粋】

平成１２年４月１日　　制定
平成２３年５月２５日最終改正

（趣旨）

第一条　この法律は、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをするとともに、任意後見人に対する監督に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一　任意後見契約　委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。

二　本人　任意後見契約の委任者をいう。

三　任意後見受任者　第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。

四　任意後見人　第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。

（任意後見契約の方式）

第三条　任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない。

（任意後見監督人の選任）

第四条　任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　本人が未成年者であるとき。

二　本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。

三　任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。

イ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百四十七条各号（第四号を除く。）に掲

げる者

ロ　本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

ハ　不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

２　前項の規定により任意後見監督人を選任する場合において、本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、当該本人に係る後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）を取り消さなければならない。

３　第一項の規定により本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

４　任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。

５　任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

（任意後見監督人の欠格事由）

第五条　任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない。

（本人の意思の尊重等）

第六条　任意後見人は、第二条第一号に規定する委託に係る事務（以下「任意後見人の事務」という。）を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

（任意後見監督人の職務等）

第七条　任意後見監督人の職務は、次のとおりとする。

一　任意後見人の事務を監督すること。

二　任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告をすること。

三　急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること。

四　任意後見人又はその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること。

２　任意後見監督人は、いつでも、任意後見人に対し任意後見人の事務の報告を求め、又は任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができる。

３　家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対し、任意後見人の事務に関する報告を求め、任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況の調査を命じ、その他任意後見監督人の職務について必要な処分を命ずることができる。

４　民法第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、任意後見監督人について準用する。

（任意後見人の解任）

第八条　任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

（任意後見契約の解除）

第九条　第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる。

２　第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。

（後見、保佐及び補助との関係）

第十条　任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等をすることができる。

２　前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。

３　第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

（任意後見人の代理権の消滅の対抗要件）

第十一条　任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができない。

資料１-③　老人福祉法【抜粋】

昭和３８年7月１１日　　制定
平成 23 年 12 月４日最終改正

（審判の請求）

第三十二条　市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

（平一一法一五一・追加、平一六法一四七・一部改正）

（後見等に係る体制の整備等）

第三十二条の二　市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

（平二三法七二・追加）

資料１-④　知的障害者福祉法【抜粋】

昭和３５年３月３１日　　制定
平成２４年６月 27 日最終改正

（審判の請求）

第二十八条　市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

（平一一法一五一・追加、平一六法一四七・一部改正、平一七法一二三・旧第二十七条の三繰下）

資料１-⑤　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律【抜粋】

昭和２５年５月１日　　制定
平成 25年１月１日最終改正

（審判の請求）

第五十一条の十一の二　市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

（平一一法一五一・追加、平一六法一四七・平一八法五〇・一部改正）

資料２-①　市民後見推進事業実施要綱

厚生労働省ホームページより抜粋

１　目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

２　実施主体

（１）本事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、ＮＰＯ法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

３　事業内容

（１）市民後見人養成のための研修の実施

ア　研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

イ　研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

（２）市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア　市民後見人の活用等のための地域の実態把握

イ　市民後見推進のための検討会等の実施

（３）市民後見人の適正な活動のための支援

ア　弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

イ　市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築

（４）その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

資料２-②　市民後見人の育成及び活用に向けた取組について

平成 24 年３月 27 日
厚生労働省老健局発文書より抜粋

市民後見人の育成及び活用に向けた取組について

標記については、昨年６月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備を行うことが規定（老人福祉法第 32 条の２第１項）されるとともに、都道府県の努力義務として、市町村の後見等に係る体制の整備の実施に関し助言その他の援助を行うことが規定（同法同条第２項）され、本年４月１日に施行されます。

つきましては、都道府県においては同法の趣旨を踏まえ、市民後見人の育成及び活用に向けて、下記の内容を参考に取り組むよう管内市町村に周知いただくとともに、市町村の取組に対する支援等をお願いいたします。

なお、本文書については最高裁判所家庭局と協議済みであることを申し添えます。

記

１．市町村の取組体制について

市民後見人の育成及び活用については、市町村が主体となり、地域の後見ニーズ等の実態を把握するとともに、家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職（以下「専門職」という。）の団体等と連携を図り、協議を行うなど、その地域に合った取組を行うことが重要です。

また、都道府県が市町村の取組について、助言や必要な援助を行うなどの支援も必要です。

市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けるためには、その活動を支援することが重要です。市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制を整備する必要があることから、市町村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関（成年後見センター）（以下「成年後見センター」という。）の設置を検討することも必要です。

こうした場合においても、実施主体は市町村であることから、その業務が適正かつ効果的に行われるよう指導・監督等を実施することが重要です。

２．養成研修の実施について

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市町村が策定し、実施する必要があります。また、養成研修修了後のフォローアップのための研修も必要です。

別添の「市民後見人養成のための基本カリキュラム」は、平成２３年度老人保健健康増進等事業により厚生労働省、法務省、最高裁判所がオブザーバーとして参加した「介護と

連動する市民後見研究会」（事務局：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク）において策定されたものであるので、市町村が研修カリキュラムを作成する際に活用してください。

なお、前記の研修カリキュラム等が記載された「市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告」が地域ケア政策ネットワークのホームページに４月中旬を目途に掲載されますので参考にしてください。

３．後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

家庭裁判所に推薦する後見人等の候補者は、選考委員会等（市町村職員及び専門職等で構成）を設置するなどして、被後見人の状況なども十分に検討を行ったうえで適任者を決定し、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦することが重要です。

また、推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に、成年後見センター等からの支援を受けることを必須とすることが重要です。

４．その他必要な措置

（１）養成研修修了者の名簿等への登録

養成研修修了者に対して、面接等を行い、後見等の業務を適正に行う意思を有することなどを十分に確認したうえで、研修修了者名簿等に登録する必要があります。

なお、登録の適否を検討するため、選考委員会等を活用することも必要です。

（２）市民後見人の活動支援

市民後見人が困難事例等に適切に対応するためには専門職等による支援は不可欠ですが、こうした専門的な分野のみでなく、日常的な後見事務等についても相談できる体制を作ることも必要です。

なお、相談・支援を行う際には、被後見人のプライバシーにも十分留意する必要があります。

５．「市民後見推進事業」について

「市民後見推進事業」については、平成 24 年度予算案において実施か所数を 40 か所に倍増しているので、管内市町村に対し事業の積極的な活用について、周知をお願いします。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

合計 50 単位＝３９単位（講義・実務・演習）＋11 単位（体験学習＋レポート作成）
補講を行う場合 52 単位　※1 単位＝60 分

基礎研修　21 単位／１２６０分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
◆ 市民後見概論　３単位／１８０分				
1	市民後見概論	市民後見概論	３単位	180 分
◆ 対象者理解　4.5 単位／２７０分				
2	対象者理解	高齢者・認知症の理解	2.5 単位	150 分
3		障害者の理解	２単位	120 分
◆ 成年後見制度の基礎　４単位／240 分				
4	成年後見制度の基礎 ※どこかで消費者保護	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
5		成年後見制度各論Ⅰ　法定後見制度	１単位	60 分
6		成年後見制度各論Ⅱ　任意後見制度	0.5 単位	30 分
7		成年後見制度と市町村責任	0.5 単位	30 分
8		地域福祉・権利擁護の理念 ／日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業	0.5 単位	30 分
◆ 民法の基礎　２単位／１２０分				
9	民法の基礎	家族法	１単位	60 分
10		財産法	１単位	60 分
◆ 関係制度・法律（当該市町村・地域の取組現状）　5.5 単位／３３０分				
11	関係制度・法律 （当該市町村・地域の取組現状） ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること	介護保険制度	1.5 単位	90 分
12		高齢者施策／高齢者虐待防止法	１単位	60 分
13		障害者施策／障害者虐待防止法	１単位	60 分
14		成年後見を取りまく関係諸制度の基礎～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	1.5 単位	90 分
15		税務申告制度　等	0.5 単位	30 分
◆ 市民後見活動の実際　２単位／１２０分				
16	市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	１単位	60 分
17		後見実施機関の実務と市民後見	１単位	60 分

実践研修　29（31 補講）単位／1080 分（1200 補講）分＋α（体験実習・レポート作成）

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
◆ 対人援助の基礎　　２単位／１２０分				
18	対人援助の基礎	対人援助の基礎	２単位	120 分
◆ 体験実習（フィールドワーク）　８単位／1 日半＋３０分				
19	体験学習①	体験学習についての留意点	0.5 単位	30 分
20	体験学習②	後見人の後見業務同行	2.5 単位	約半日
21	体験学習③	施設実習	５単位	約１日
◆ 家庭裁判所の役割（いずれか選択）1.5 単位／９０分 or 約半日				
22	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5 単位	90 分
23	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所の見学	1.5 単位	約半日
◆ 成年後見の実務　　9.5 単位／５７０分				
24	成年後見の実務①	申立手続き書類の作成	２単位	120 分
25	成年後見の実務②	財産目録の作成	1.5 単位	90 分
26	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成	1.5 単位	90 分
27	成年後見の実務④	報告書の作成	1.5 単位	90 分
28	成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務	1.5 単位	90 分
29	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き／死後事務	1.5 単位	90 分
◆ 課題演習（グループワーク）　５単位／300 分				
30	課題演習	事例報告と検討	５単位	300 分
◆ レポート作成　３単位				
31	レポート作成①	志望動機書（エントリーシート）	―	―
32	レポート作成②	体験実習の報告書の作成	２単位	―
33	レポート作成③	市民後見人像	１単位	―
◆ 補講　当該市町村・地域の現状　２単位／１２０分				
34	当該市町村・地域の現状	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
35	※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略	障害者施策への取組情報	0.5 単位	30 分
36		地域福祉への取組状況	0.5 単位	30 分
37	※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講	社会資源	0.5 単位	30 分

資料２-③　市民後見人について

厚生労働省ホームページより抜粋

市民後見人について

市民後見人については、その定義や所掌範囲が明確ではないが、研究会報告書等において以下のとおり示されている。

・日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」　平成１８年度報告書より

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質

・「成年後見制度の現状の分析と課題の検討」　成年後見制度研究会報告書より

市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で、活用することが当面有効である。

・筑波大学法科大学院　上山教授　「実践　成年後見　２００９．１」より

市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されている。

資料２-④　市民後見人の育成及び活用

厚生労働省ホームページより抜粋

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

※１「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の高齢者の推計
208 万人（平成 22 年）→ 323 万人（平成 37 年）

※２成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成２２年　３０,０７９件）
そのうち首長申立の件数
１,８７６件（平成２０年）→2,４７１件（平成２１年）
→ ３,１０８件（平成２２年）

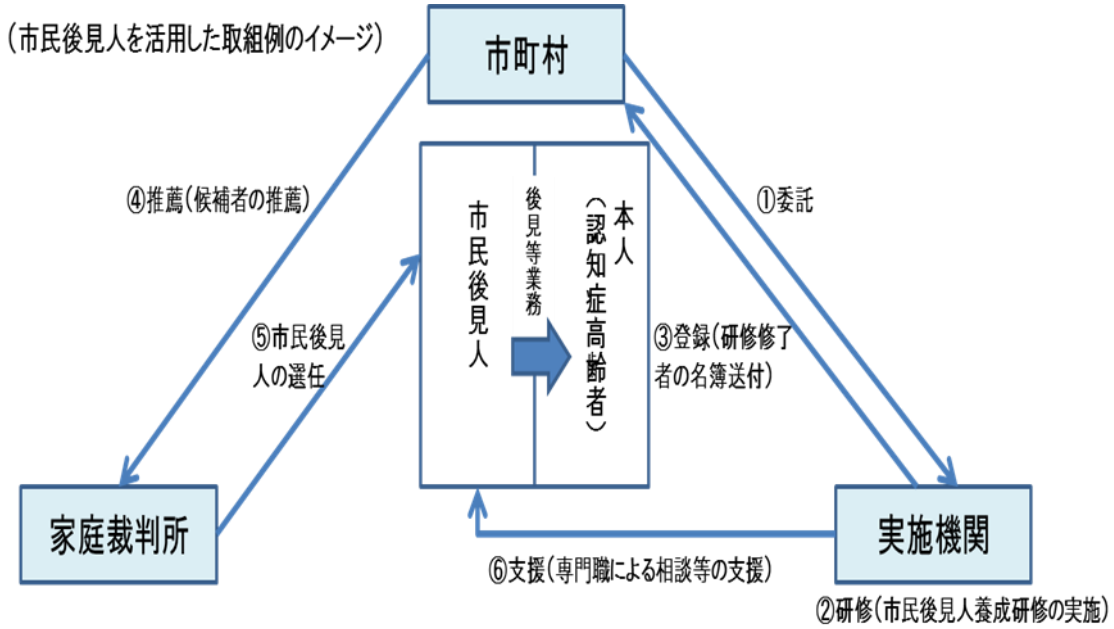

資料３　市民後見人の活動・支援パターン

第２次成年後見制度研究委員会報告書
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会より抜粋

１「個人型」・・・・市民後見人が個人で業務を行う。

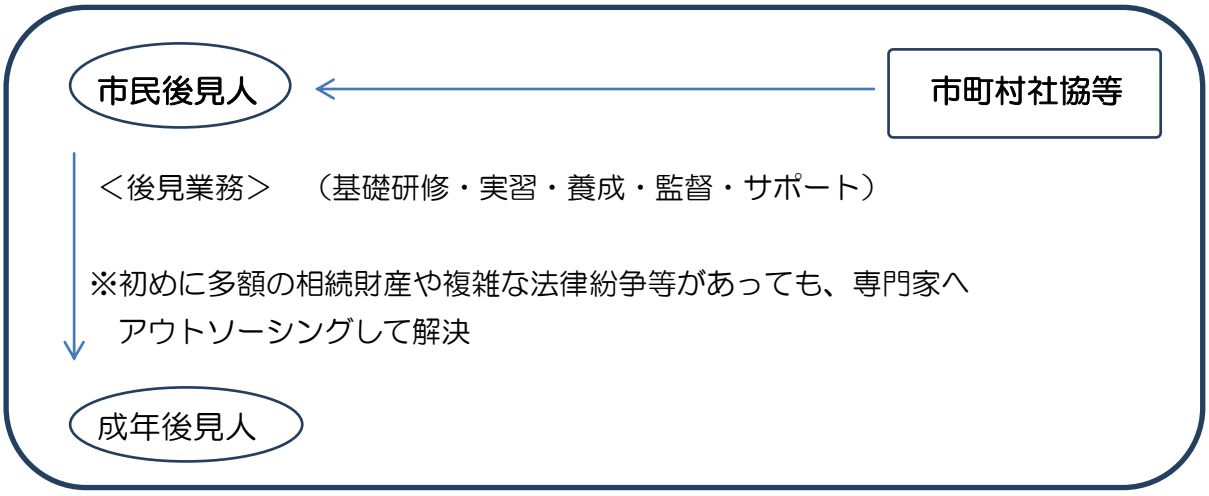

【対象者】

後見人として相応しい親族が居ず、施設入所か入所が目前で、複雑な法律紛争が絡まず、虐待や権利侵害などの急迫した事情が無く、ボランティア市民活動の範囲で可能な事案で、多額の財産管理や負債が無く、対人援助の専門的な技術を必要としない事案。（注）ただし、初めに多額の相続財産や複雑な法的紛争等があっても、社協の紹介等で市民後見人から法人家等の専門家へ外注（アウトソーシング）することが可能であれば、初めから市民後見人が受任する場合もある。

【活動】

社会福祉協議会等の市民後見人養成団体が実施する養成講座を受けて方が「市民後見人材バンク」等に登録する。養成団体に家庭裁判所から候補者の推薦依頼が来たら、専門家で構成される受任調整会議を開き、推薦する候補者を決める。受任後は電話やメールによる相談受付、市民候意見活動のマニュアル、受任者懇談会や事例検討会の開催等でサポート。

【監督】

家裁から養成団体やサポート団体が監督人就任を求められる場合、求められない場合がある

【課題】

限られた予算の中で後見監督の受任案件が増えれば対応困難になるため、就任後一定

期間を過ぎて後見業務に熟練した方には監督人を辞退してサポート側に回る必要もある。また、組織と市民後見人の間で不要な縛りや身動きが取れない状況が発生する恐れもある。しかし、後見監督が就いていることで市民から安心が得られることと、緊急時には市民後見人の市民後見人の代理が可能になること等、留意する必要がある。

養成団体と監督団体が異なる場合、市民後見に対するお互いの方針や考え方が異なる場合がある。そのため、不本意に監督を引き受けると市民後見人と監督人との間で意思疎通が十分に図れずに監督しきれなくなる可能性があり、問題になると考えられる。

2「法人型」・・・NPO 法人等の法人後見担当者として業務を行う

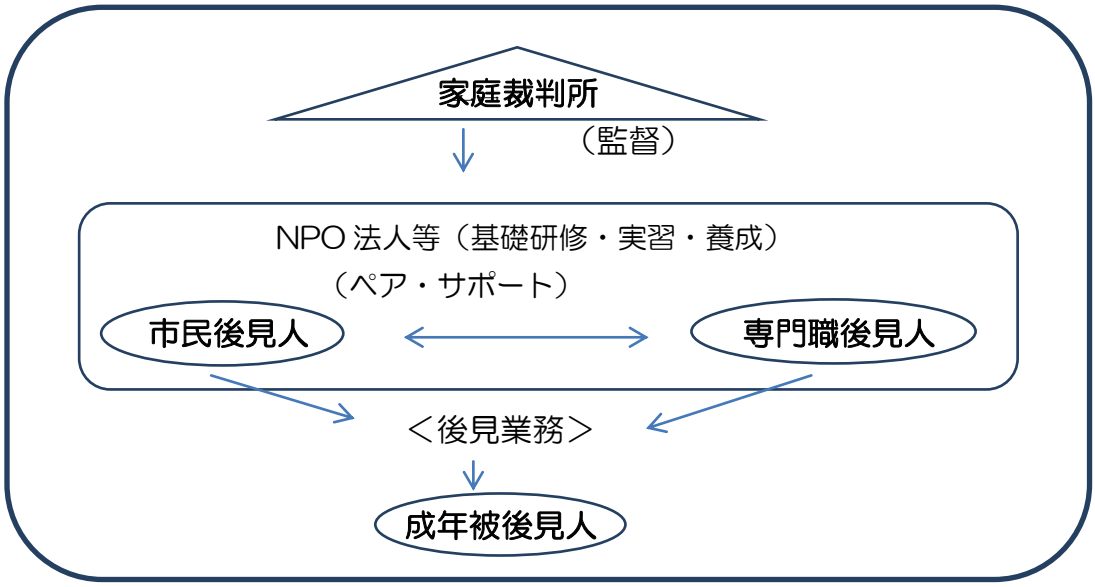

【対象者】

NPO 法人等が定めた対象者（高齢者・障害者福祉等、法人の活動趣旨や目的により異なる）

【活動】

概ね法人後見を実施するNPO 等が市民後見人養成研修を行い、修了者には任意で会員登録してもらい、NPO 内の専門職後見人とペアで法人後見の担当者として活動（兼現場実習）。専門的な判断を必要とする事があれば、ペアの専門家あるいは法人内の専門家へ相談できるバックアップ体制があるため、安心して担当できる。

【監督】

法人内の内部監督や、家裁から監督を受ける

【課題】

被後見人の数が激増すれば、専門家によるスーパーバイズや監督にも限界が生じる。

資料４－①　習志野市成年後見制度における市長による審判請求手続及び費用に関する要綱【抜粋】

平成１５年３月３１日　制定
平成２５年４月３日最終改正

（目的）

第１条　　この要綱は、市長が老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第３２条、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第２８条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５１条の１１の２に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合における手続を定めるとともに、民法（明治２９年法律第８９号）に規定する後見、保佐及び補助の制度（以下「成年後見制度」という。）利用に係る費用を助成することにより高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　審判請求の対象者（以下「審判請求対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく記録がされている者

（２）　成年後見制度の利用が必要な状態にある６５歳以上の者、知的障害者又は精神障害者

２　成年後見制度の利用に係る費用の助成の対象者（以下「費用助成対象者」という。）は、審判請求対象者を除き、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法に基づく記録がされている者

（２）　障害福祉サービス等を利用し、又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者

（３）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者又は成年後見制度利用に要する費用等を負担することが困難であると市長が認めた者

３　本市から市外の社会福祉施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第１９条第３項に規定する特定施設及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１３条第１項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下同じ。）に入所し、又は病院に長期入院したことにより市外に転出した者は、第１項第

１号及び前項第１号に該当する者とみなすことができる。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、市外から本市の社会福祉施設に入所し、又は病院に長期入院したことにより本市に転入した者は、審判請求対象者及び費用助成対象者としない。

（審判請求の手続き）

第３条　市長は、次の各号の事項を総合的に勘案の上、審判請求対象者の福祉の増進を図るため特に必要があると認めるときは、審判請求を行うものとする。

（１）　審判請求対象者の判断能力の程度

（２）　審判請求対象者の配偶者及び２親等内の親族（以下「親族等」という）の有無

（３）　親族等による審判請求対象者の保護の状況

（４）　審判請求対象者又はその親族等が成年後見制度開始の審判の申立て（以下「審判申立て」という。）を行う意思

（５）　審判請求対象者の福祉サービス等の利用の必要性

（６）　その他市長が特に必要と認めた事項

２　前項の審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求に係る費用の負担）

第４条　市長は、前条第１項の規定による審判請求をするときは、家事審判法（昭和２２年法律第１５２号）第７条において準用する非訟事件手続法（明治３１年法律第１４号）第２６条の規定により審判請求に係る費用を負担するものとする。

２　市長は、審判請求を行った場合において、審判請求対象者に費用の負担能力があると認められるときは、家庭裁判所に対し非訟事件手続法第２８条の規定による命令を促す申立てを行い、審判請求対象者に費用の負担を求めることができる。

３　市長は、費用助成対象者が自ら又は費用助成対象者の親族等が審判申立てを行う場合は、当該審判申立てをした者が負担する当該審判申立てに係る費用を助成することができる。

（親族等への情報提供）

第５条　市長は、審判請求対象者及び費用助成対象者の親族等が審判の請求を行う意思を有するときは、必要に応じて審判請求対象者及び費用助成対象者の状況等の情報を当該親族等に提供することができる。

２　市長は、前項の規定により情報の提供を行うときは、習志野市個人情報保護条例（平

成１０年条例第２２号）の規定に基づき個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（成年後見人等報酬の助成）

第６条　市長は、審判請求を行い、家庭裁判所により民法に規定する成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）を付された審判請求対象者及び家庭裁判所により成年後見人等を付された費用助成対象者（以下「成年被後見人等」という。）が成年後見人等に支払うべき報酬の全部又は一部を助成することができる。

２　前項の助成金の額は、家庭裁判所による成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された報酬の範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　生活保護法の規定により算出した成年被後見人等の基準生活費（第１類及び第２類の合計額で年額とする。）の１.５倍に相当する額に、家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬の額を加え、その合計額が当該成年被後見人等の年間収入を超えるとき当該超える額

（２）　前号に掲げる場合のほか、家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬を支払うことにより、当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき市長が相当と認める額

（助成金の申請）

第７条　助成金の申請ができる者は、次に掲げるものとする。

（１）　成年被後見人等

（２）　審判申立てを行う者（第４条第３項の費用の助成金の支給を申請する場合に限る。）

（３）　成年後見人等

（４）　その他市長が必要と認める者

２　助成金の支給を受けようとする者は、習志野市成年後見制度利用助成金支給申請書（別記第１号様式）に必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

（決定通知）

第８条　市長は、前条の規定による申請があつたときは、助成の可否を決定し、習志野市成年後見制度利用助成金支給決定（却下）通知書（別記第２号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第９条　助成金の支給決定を受けた者は、成年後見制度利用助成金請求書（別記第３号様式）を市長に提出することにより助成金の支給を受けるものとする。

（成年後見人等の報告義務）

第１０条　助成金の支給を受けている者の成年後見人等は、当該成年被後見人等の助成を受ける資格等に変更があつた場合には、習志野市成年後見制度利用変更届（別記第４号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

（受給資格の消滅）

第１１条　助成金の支給を受ける資格は、成年被後見人等が次の各号のいずれかの事由に該当することとなったときは消滅する。

（１）　死亡

（２）　成年後見制度開始の審判の取消し

（３）　第２条第１項及び第２項のいずれかに該当しなくなつたとき。

２　市長は、前条の規定により変更届の提出があつた場合又はこれと同等の事由と認められる場合には、助成を中止し、又は助成の金額を変更することができる。

３　市長は、前条及び前２項の規定により受給資格の消滅若しくは変更があつた場合又は成年被後見人等の資産の状況等により支払能力があると認められる場合においては、既に支給した助成金の返還を求めることができる。

（助成金の返還）

第１２条　助成金の支給を受けた者は、次に掲げる事由に該当する場合は、支給された助成金に相当する額を返還しなければならない。

（１）　報酬等の助成に関し、虚偽の申請をしていた場合

（２）　助成金を報酬等の目的以外に使用していた場合

（３）　その他不正の手段により助成金の支給を受けていた場合

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

資料４-②　習志野市市民後見推進検討員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 32 条の 2 の「後見等に係る体制の整備等」を踏まえ、成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障がい者の権利を擁護し、地域生活を市民が支える仕組みづくりを検討するため、習志野市市民後見制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　委員会は次の事項を検討する。

（１）市民後見制度の定義、市民後見人の位置づけに関すること

（２）市民後見人の活動の内容、育成、支援方法に関すること

（３）本市における成年後見制度普及に向けた取り組みに関すること

（４）本市における成年後見制度の現状、ニーズの把握に関すること

（５）その他、市民後見人に関する必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員15名以内を持って組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）見識を有する者

（２）福祉関係者

（３）成年後見制度に関わる専門職の団体から推薦された者

（４）市職員

２　前項に掲げる委員のほか、必要があると認められるときは、検討事項に関係のある者を臨時委員として委嘱することができる。

３　委員の任期は平成２６年３月３１日までとする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会には委員長１名、副委員長１名を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は会務を総理し、検討会を代表する。

３　委員長に事故等がある場合には、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　検討会議は、市長又は委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　市長又は会長は、必要に応じ、検討会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第６条　検討会議の事務局を保健福祉部高齢者支援課に設置し、事務を処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附　則

（施行期日）

平成２５年５月１日から施行する。

資料４-③　習志野市市民後見推進検討員会委員

設置要綱第３条	所　属　等　名　称	氏　　名
(1)　見識を有する者	NPO法人 成年後見なのはな　代表理事	副委員長　土井　雅生
(2)　福祉関係者	習志野市社会福祉協議会	吉　野　綾　子
	地域包括支援センター	
	津田沼・鷺沼地域包括支援センター	川　村　敏　行
	秋津地域包括支援センター	大　川　　剛
	屋敷地域包括支援センター	木　村　絵　美
	東習志野地域包括支援センター	細　野　武　明
	障がい者相談支援事業所	
	習志野玲光苑	武　石　厚　司
	旅人の木	水　原　　進
(3)　成年後見制度に関わる専門職の団体から推薦された者	公益社団法人　習志野市医師会理事 （成人保健、介護保険担当）	横　山　正　樹
	千葉県弁護士会	委員長　福田　佐知子
	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部	清　水　　一
	社団法人千葉県社会福祉士会 ぱあとなあ千葉	田　代　和　美
(4)　市職員	高齢者支援課（高齢者福祉係長）	岡　澤　早　苗
	障がい福祉課（企画係長）	篠　塚　美由紀
合　　計		14人

資料４-④　習志野市市民後見推進検討員会検討内容

開催日	検　　討　　内　　容
第１回 ５月27日	１　習志野市市民後見推進検討委員会について ２　市民後見人の育成及び活用に向けた取組について ３　習志野市の現状と課題 ４　権利擁護ニーズ調査内容について 市内の居宅介護支援事業所や介護老人福祉施設、障がい者団体など約９０か所を対象として、成年後見制度の利用状況や市民後見人に対する期待や活用方法など、具体的なニーズを把握するために、「権利擁護ニーズ調査」を実施することとし、その調査内容について検討。
第２回 ８月27日	１　権利擁護ニーズ調査の結果について 権利擁護ニーズ調査より、二つの課題があげられた。 ①　**成年後見制度の普及と啓発**として、一般市民の方に広く周知すると同時に、高齢者や障がい者と関わりの深い事業所や団体、制度ボランティアに向けての学習会の機会を設けていく必要性がある。 ②　市民後見人の位置づけを明確にしたうえで、**育成や支援に関する体制**づくりの構築の必要性 ２　成年後見制度の普及啓発について ３　成年後見人の定義及びあり方について
第３回 11月７日	１　先進例の紹介について 市民後見人の養成やその普及啓発に取り組んでいる自治体が全国的にもすくないことから、東京大学宮内特任助教による先進例の紹介（講演会） ２　中間報告について ３　市民後見人の支援体制について 市民後見人の活動を支援する体制として、現状としては、「個人受任」を支えるだけの体制を整備することは難しいことから、当面は、社会福祉協議会やＮＰＯ法人等を実施機関とする「法人型」で支援する体制が望ましい。 法人型で支援していく体制を整えた上で、実施機関として委託された法人は、「個人受任」ができる市民後見人を育成できる法人に委託する。
第４回 12月27日	１　中間報告について 市民後見人の定義及びあり方について再確認 ２　市民後見人養成講座について ９０分を１単位とし、２９単位（講義：１８単位、フィールドワーク：９単位、レポート作成：２単位）

	２日間のフィールドワークで、「認知症」「知的障がい者」「精神障がい者」の訪問と「現場でのケース会議」への参加を経験し、その後に総まとめを１日入れることを特徴とした講座とする。 ３　成年後見センターの設置について 成年後見センターには、①市民後見人の養成・支援機能、②成年後見に関する相談機能、③成年後見機能、④普及活動の、４つの機能を持たせ、平成３０年度に市内を定点とした成年後見センターの設置に向けて、順次整備していく。
第５回 ２月14日	１　最終報告（素案）について ①市民後見人の受任事案、②市民後見人の支援体制、③市民後見人養成講座の実施について、④成年後見センターの設置について、最終確認。

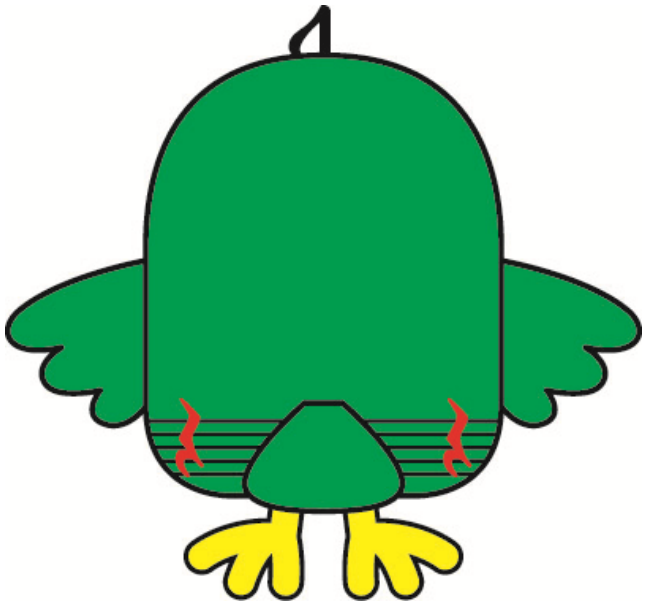

習志野市市民後見推進検討委員会報告書

発行日　平成 26 年3月

発行者　習志野市　保健福祉部　高齢者支援課

住　所　〒275-8604

千葉県習志野市鷺沼１丁目１番１号

TEL　（０４７）４５１－１１５１ 内線３８９

FAX　（０４７）４５３－１８２５